

J F A ・ J リーグ 特別指定選手制度 [2015年度]

1. 目的

サッカー選手として最も成長する年代に、種別や連盟の垣根を越え、「個人の能力に応じた環境」を提供することを目的とする。

2. 概要

全日本大学サッカー連盟、全国高等学校体育連盟サッカー部、またはJクラブ以外の第2種日本クラブユース連盟加盟チーム所属選手を対象に、日本サッカー協会が認定した選手に限り、所属チーム登録のまま、Jリーグ等の試合に出場可能とする。

3. 認定資格

- ・ 日本国籍を有する選手
- ・ 日本サッカー協会加盟登録選手
- ・ 健康であることを証明された選手
- ・ 全日本大学サッカー連盟、全国高等学校体育連盟サッカー部、またはJクラブ以外の第2種日本クラブユースサッカー連盟加盟チーム所属選手

4. 認定基準

所属元（高校・大学・J以外のクラブ）、選手（保護者）、受入先（Jクラブ）の三者合意（所属元がJ以外のクラブの場合は通学する高校を含めた四者合意）による申請を受け、以下の基準を満たせば、本協会技術委員会が判断し、申請を認める。

- ・ 所属元と受入先（Jクラブ）との間で所属学校卒業後の加入が合意され、然るべき経緯を経て、公に公表された選手については、特別指定選手の申請を随時認める。認定期間は、承認日より活動対象試合終了時（7. 参照）までの認定とする。
- ・ 所属学校卒業後の進路が未定な選手の申請については、実績、顕著な優れた特長、成長過程など総合的に評価し、判断する。但し覚書締結認定期間を3か月とし、その間の活動が、延べ日数20日以上、もしくはJリーグ公式戦に1試合以上のベンチ入りまたは出場、の実績が認められない場合は、自動終了とし、覚書を更新することは認めない。

上記実績が認められた場合においては、自動更新とし、認定期間を更に3ヶ月延長するものとする。

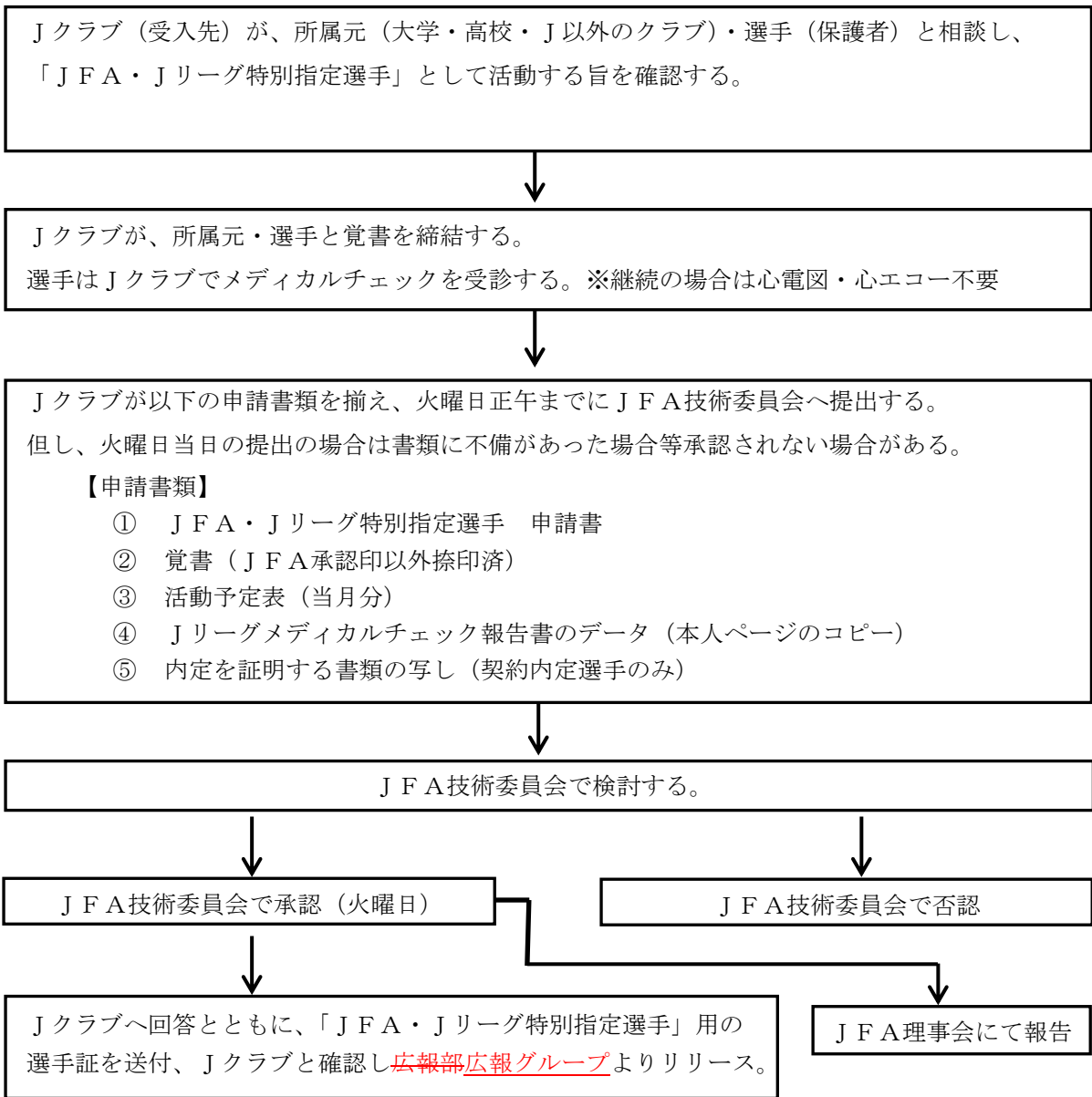
但し3ヶ月毎に報告書において、活動実績をチェックし、認められた場合は、上記手続きを繰り返すこととする。

受入先となるJクラブは、個人の高い能力をさらに伸ばす環境と公式試合積極登用に向けての具体的計画があることを条件とする。ただし、J1、J2クラブで同時期に受け入れることのできる選手は3名まで、**J3クラブにおいては2名までとする。**

5. 認定解除

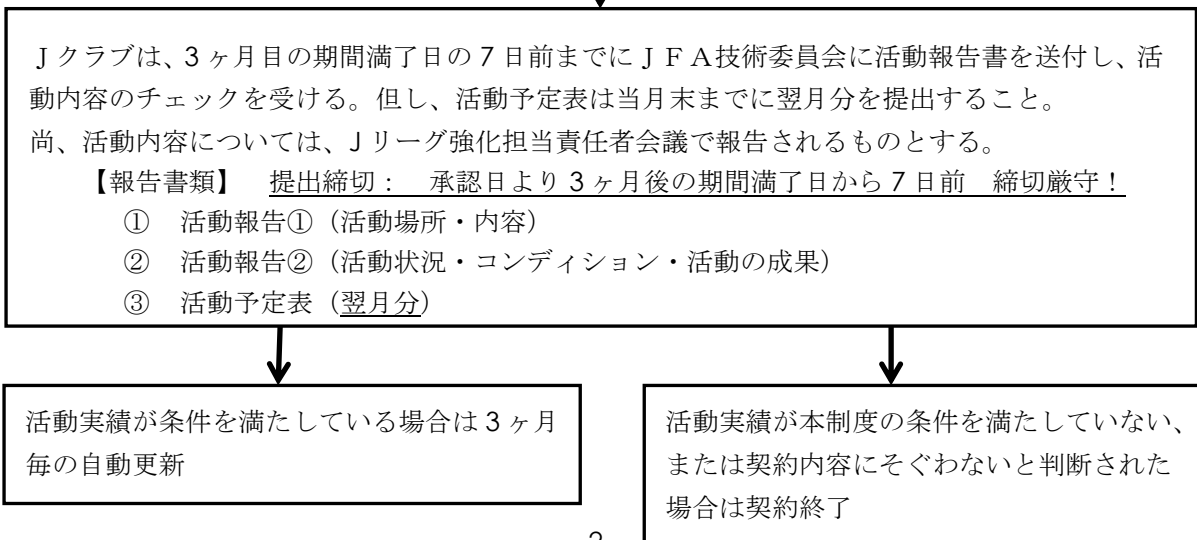
認定期間中に何らかの理由により、解除の申し出があった場合、覚書締結時に合意した三者（四者）が全て解除に合意しないケースは、本協会の判断に委ねることとする。

6. 認定までの流れ (JリーグへはJFAからその都度進捗を報告する。)



活動開始

(内定選手以外は以下のフロー)



7. 活動対象試合

「J F A・Jリーグ特別指定選手」として承認され、かつ「Jリーグ規約」第47条に定める届出を受理された選手は、次の試合への出場資格を有するものとする。

なお当該選手は、「プロサッカー選手に関する契約・登録・移籍について」1-6①に定める「25名枠」の対象外と見なされる。

- ・ J 1 リーグ、または J 2 リーグ、 J 3 リーグ戦
- ・ リーグカップ戦
- ・ J リーグチャンピオンシップ
- ・ J 1 昇格プレーオフ
- ・ J 2・J 3 入れ替え戦
- ・ スーパーカップ
- ・ プレシーズンマッチ

※その他、Jリーグ・J F Aが認める公式試合

8. 懲戒罰の消化対象試合

特別指定選手が所属元チームの試合で受けた懲戒罰は、所属元チームの直近の試合に適用し、Jリーグ試合には適用しないことを原則とする。また特別指定選手がJリーグ試合で受けた懲戒罰は、Jリーグの直近の試合に適用し、所属元チームの試合には適用しないことを原則とする。

但し、出場資格停止処分が複数試合にわたるなど重大と考えられる場合については、J F A規律委員会が、Jリーグ規律委員会と協議のうえ、懲戒罰の適用試合を決定する。

9. 経費

選手の活動にかかる以下の経費は、実費をJクラブ（受入先）が負担するものとする。

ただし、リクルーティングに関わると思われる特別な費用（例：高校指導者の海外研修など）の負担は、特別指定選手の活動の有無に関わらず禁止する。

項目	内容
交通費	自宅～活動地域における交通費
傷害保険	傷害保険（傷害に関する補償）に関わる経費
その他	派遣先での選手の活動に関わる経費 （メディカルチェック受診料・食費・宿泊費等）

10. お問い合わせ先／申請・報告の送付先

〒113-8311 東京都文京区サッカー通り J F Aハウス

公益財団法人 日本サッカー協会 代表チーム部

TEL 03-3830-1821 FAX 03-3830-1814

以上